

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 22日

群馬県知事 様

提出者 〒377-0007

住所 群馬県渋川市石原500番地

氏名 大同特殊鋼株式会社渋川工場

執行役員渋川工場長 広瀬 尚史

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0279-25-2000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大同特殊鋼株式会社渋川工場
事業場の所在地	群馬県渋川市石原500番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
②事業の規模	製造品売上高：58,044百万円/年（令和4年度）
③従業員数	451名（令和5年3月31日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	表1による。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

<p>(管理体制図) 表2による。</p> <p>(管理体制及び管理方法) ①特別管理産業廃棄物発生職場は、廃棄物置場の点検を定期的実施する。 ②電子マニフェストシステム管理により適正な処理を確認する。 ③産業廃棄物処理業者実地審査を実施し、適正な処理を確認する。 ④発生職場において、特別管理産業廃棄物管理責任者講習を受講し、資格取得を推進する。 ⑤特別管理産業廃棄物を取り扱う作業者に教育を実施し力量を確保する。</p>
--

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

**別紙1のとおり**

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>廃棄物の置場を明確にし表示をする。定期的に置場の点検を実施する。発生する廃棄物の種類を可能な限り細分化し混合しない。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>上記取組み内容を継続する。</p>

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
			<b>別紙1のとおり</b>
①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	<b>【前年度（           年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
_____			
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
_____			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  _____		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  _____		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】	<b>別紙1のとおり</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	823.601t	
	(今後実施する予定の取組等)	電子マニフェストシステムに加入していない処理業者とは処理委託契約を締結しない。	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

**表 1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程**

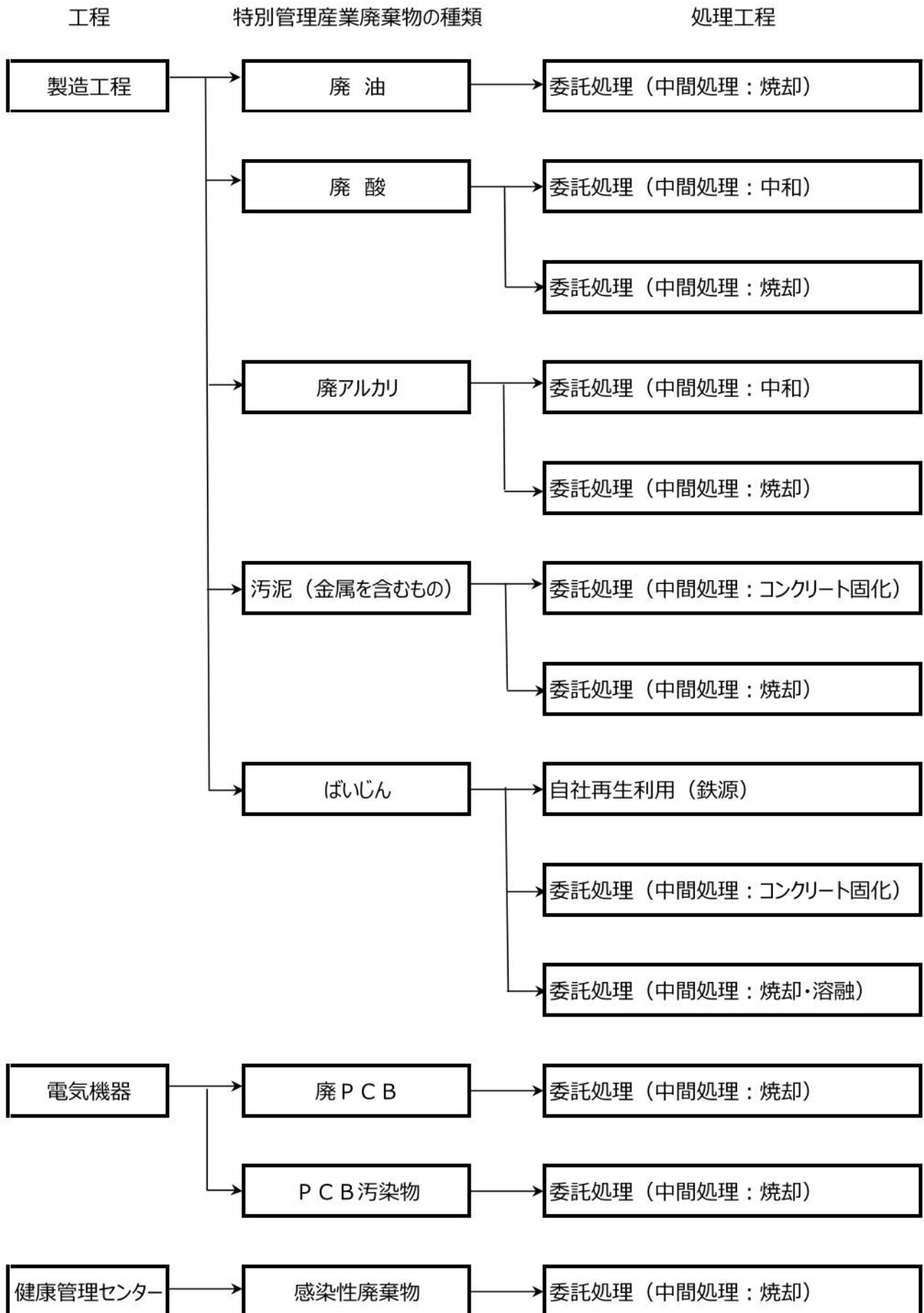
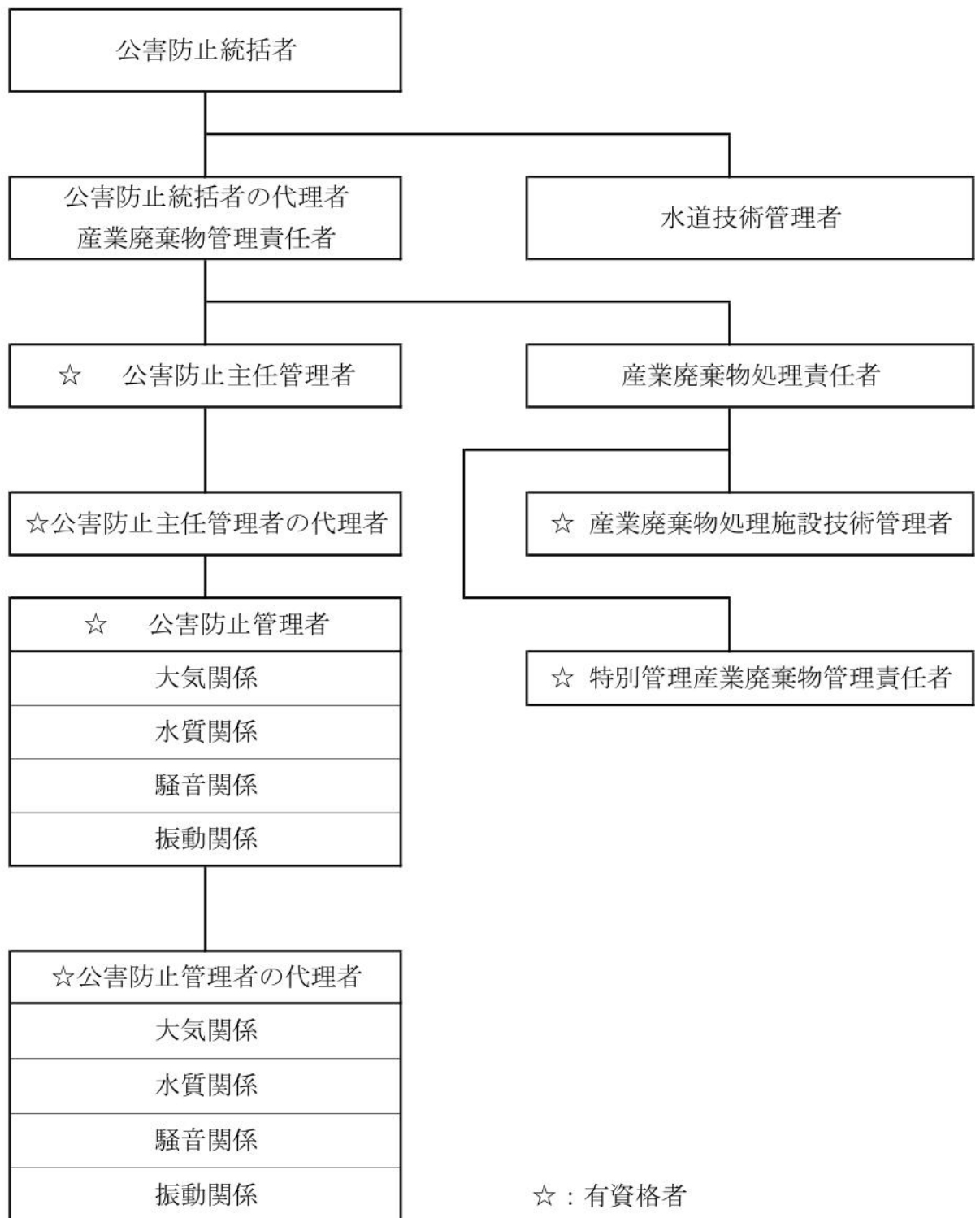


表2. 管理体制図

## 渋川工場環境管理組織図





## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	感染性廃棄物	廃PCB等	P C B汚染物	汚泥（金属を含むもの）	
①現状	排出量	0.176t	8.825t	142.330t	1,365.100t	0.000t	3.270t	14.624t	7.170t
(これまでに実施した取組) 発生元で分別を行い、発生を抑制を行う。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	感染性廃棄物	廃PCB等	P C B汚染物	汚泥（金属を含むもの）	
②計画	排出量	0.200t	10.000t	150.000t	1,500.000t	0.050t	2.000t	38.000t	10.000t
(今後実施する予定の取組) 発生元での分別管理を継続する。									
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
【前年度（令和4年度）実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	感染性廃棄物	廃PCB等	P C B汚染物	汚泥（金属を含むもの）	
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	700.000t	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 鉄源として再生利用を行った。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	感染性廃棄物	廃PCB等	P C B汚染物	汚泥（金属を含むもの）	
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	800.000t	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) 鉄源として再生利用を継続する。									
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
【前年度（令和4年度）実績】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	感染性廃棄物	廃PCB等	P C B汚染物	汚泥（金属を含むもの）	
①現状	全処理委託量	0.176t	8.825t	142.330t	665.100t	0.000t	3.270t	14.624t	7.170t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.176t	8.825t	142.330t	665.100t	0.000t	0.000t	1.657t	7.170t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	1.657t	0t
(これまでに実施した取組) 処理委託先については優良認定処理業者へ委託した。									
【目標】									
特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	感染性廃棄物	廃PCB等	P C B汚染物	汚泥（金属を含むもの）	
②計画	全処理委託量	0.200t	10.000t	150.000t	700.000t	0.050t	2.000t	38.000t	10.000t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.200t	10.000t	150.000t	700.000t	0.000t	0.000t	2.000t	10.000t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	2.000t	0t
(今後実施する予定の取組) 処理委託先について、優良認定処理業者の活用推進を継続する。									